

第26回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和7年8月19日(火) 午前10時00分～

2. 開催場所 江戸川区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	13番	岩楯 重治		
委員	1番	中里 良子	2番	小林 俊明
	3番	田島 勝	4番	佐久間 梅吉
	5番	関口 賢一	6番	芦田 正之
	7番	寺内 敏一	8番	島田 茂
	9番	石井 慎一	10番	村山 雅美
	11番	石川 善一	12番	眞利子 隆

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 石塚 修

係長 石塚 幸治

係員 砂森 かおり

係員 鈴木 恵衣

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。ただ今より第26回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日は委員の皆様、全員出席でございます。日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。寺内委員さんと島田委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について）です。専決により2件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 報告第1号について、質問等ございませんか。

岩楯委員 私から質問させていただきます。
報告第1号の1について、4人の共有になっているようですが、どなたのお家を建てるのでしょうか。

事務局 ●●がお住まいになられると聞いております。

議 長 他にご質問・意見等ございませんか。

(質問・異議なし)

議 長 質問・意見等がないようなので了承いただきたいと思います。存じます。

議 長 次に、報告第2号をお願いいたします。

事務局 報告第2号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により4件の書類を受理いたしました。転用場所、内容については、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 報告第2号について、質問等ございませんか。

村山委員 報告第2号の3と4について、なぜ小さな面積の土地が発生したのでしょうか。

事務局 東側が土手となっており、土手を作った際にそのような土地ができてしまったと聞いております。

岩楯委員 報告第2号1と2について、届出者の間柄を教えてください。

事務局 間柄について、●●とお伺いしております。

岩楯委員 届出は売買、贈与等でしょうか。

事務局 ●●による権利移動です。●●は●●のマンションにお住まいですが、土地の所有としては●●の土地を所有している状態です。反対に●●にお住まいの●●は●●の土地を所有しております。建物と土地の所有を合わせるための届け出となっております。

議 長 その他、質問等ございませんか。

(質問・異議なし)

議 長 ないようですので了承いただきたいと存じます。

事務局 次に、報告第3号をお願いいたします。

報告第3号(農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得届出の報告について)について、専決により1件の書類を受理いたしました。報告内容につきましては、議案書のとおりです。以上でございます。

議 長 報告第3号について、質問等ございませんか。

(質問・異議なし)

議 長 質問・意見等がないようなので了承いただきたいと存じます。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いいたします。

事務局 議案第1号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて)についてご審議願います。議案第1号ですが、議案書記載のとおり2筆ございます。該当地は次のページのとおりです。以上でございます。

議 長 議案第1号について、石川委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

石川委員 8月5日に事務局の宮下さんと鈴木さんと私と3人で●●の畑の確認を行いました。●●は今回お亡くなりになった●●で、籍を●●として入れてあった状況でした。●●は●●と一緒に一生懸命農業を継いでいて、●●は会社を辞められず、●●が農業を継ぐという方針で決まっていたそうです。畑はよく管理されて、北側のビニールハウスは

休耕中でしたが、南側のビニールハウスはきゅうりが育っており、きちんと農業経営をされておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員の証言がございませぬので、証明書の発行をいたしたいと思ひますが、質問ご異議はございませぬか。

(質問・異議なし)

議 長 それでは、議案第1号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に議案第2号をお願いいたします。

事務局 議案第2号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願ひについて)についてご審議願ひます。概要及び経過を説明いたします。

まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり1筆です。引き続き農業経営を行っている期間は令和3年12月13日～令和6年12月12日です。

2番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり2筆です。引き続き農業経営を行っている期間は令和3年12月28日～令和6年12月27日です。

以上でございませぬ。

議 長 議案第2号の1につきてまして、石井委員さんが確認を取ってございませぬので報告をお願いいたします。

石井委員 7月29日に事務局の宮下さん、鈴木さん、砂森さんと現地確認に伺ひました。露地となっており、確認に行った際は里芋や落花生、オクラやトウモロコシ、トマト、きゅうりなど定植したばかりでした。雨が降らず、猛暑が続くと砂ぼこり対策で水をまくなど大変だとおっしゃってました。畑は雑草も無くとてもよく管理されてました。できた野菜は●●するそうで、きれいに管理してございませぬ。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第2号の2につきてまして、眞理子委員が確認を取ってございませぬので、報告いたします。

眞理子委員 7月29日に事務局の宮下さん、鈴木さんと私とで●●の畑の現地確認に伺ひました。お伺ひした当日は●●が除草作業をされてました。対象農地は2筆あり、●●ではビニールハウスで小松菜を生産してございませぬ、露地部分では夏野菜を栽培されてます。●●では●●と貸借を行っている農地で、●●はきゅうりやナス、スイカなどを栽培されてございませぬ。雑草も少なく、農地の管理もされてございませぬ。農地として適切に管理されてましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

それでは、証明書の発行を承認することといたします。

以上をもって、議事を終了いたします。